

## 鶴岡市スポーツ強化後援会鶴岡市ゲートボール連合会活動助成金交付要綱

平成29年7月12日決裁

### 1 目的及び交付

会長は、生涯スポーツの普及・促進及び競技力の向上を目的に、鶴岡市ゲートボール連合会が実施する事業に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付する。

### 2 交付対象者

この助成金の交付対象者は、鶴岡市ゲートボール連合会とする。

### 3 交付対象事業

この助成金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 大会の開催に関する事業
- (2) 指導者の養成に関する事業

### 4 交付対象経費

この助成金の交付対象となる経費は、事業の実施に要する経費とし、別表に定めるところによる。

### 5 交付する額

この助成金の額は、交付対象経費の合計額以内とし、事業の内容及び効果を勘案して算定する額とする。

### 6 交付申請書及び実績報告書の添付書類

交付申請書(様式1)に添付すべき書類は、「実施要項又は事業の案内文書等、事業内容が把握できる書類」及び「予算書(様式3)」とする。また、実績報告書(様式2)には「決算書(様式3)」を添付しなければならない。

### 7 事業の経理等

事業実施者は、この事業に係る経費の帳簿及びすべての証拠書類を備え、その収支の状況を明らかにしておくとともに、事業の完了の日の属する年度の終了後10年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

### 8 実績報告書の提出期限

この事業の実績報告書の提出期限は、事業の終了後30日を経過する日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

附 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

附 則（令和5年3月16日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る助成金から適用する。

別表

鶴岡市ゲートボール連合会活動助成金交付対象経費	
報償費	・講師、審判員等への謝金
旅費	・講師、審判員等の交通費・宿泊費
消耗品費	・事務用品、トロフィー・メダル等賞品、医薬品代等
印刷製本費	・チラシ、パンフレット、資料等の印刷代等
通信費	・郵便料等
保険料	・傷害保険等
使用料	・会場使用料、車借上げ料、レンタル機器の使用料等
食糧費	・講師・審判員等の昼食代、お茶、スポーツドリンク代等
・その他会長が認めたもの	

※ 補助対象外経費：人件費、備品購入費、懇親会費